

第3回地域振興事業（丘の公園）あり方検討委員会 会議録

- 1 日 時 平成24年8月31日（金）午後1時30分から午後3時45分まで
- 2 場 所 ベルクラシック甲府会議室
- 3 出席者
（委員） 坂本委員、清水委員、高橋委員、萩原委員、早川委員、望月委員
（事務局） 渡辺企業局次長、二茅企業局総務課長、清水総括課長補佐、
経営企画担当（3人）、財務担当（1人）
- 4 会議に付した議題等
議事
・地域振興事業（丘の公園）の今後の方向性について

（会 長）

今回は皆様方に参加頂いて、現地において施設の状況や経営の判断について説明をしてもらったため、おおよそ丘の公園の事業がこういったものだと見当をつけてもらったのではないかと思います。今回は3回目であるため、あと1回でそれぞれの意見を集約させてもらおう。この前現地を見てもらった感想も含めながら、丘の公園の事業のあり方についての意見をもらいたいと思う。

第2回目までに基礎的な条件について議論をしてもらい、更にその上に立って現地を視察して施設ごとの現状と問題点について理解をしてもらった。今後の丘の公園のそれぞれの事業のあり方について、今日は意見を伺いたいと考えている。資料は、第1回の議論、それから第2回目の現地視察、また現地の会場でそれぞれに意見を交わし、それを踏まえて事務局としてとりまとめたものである。

事務局から資料について説明をしてもらい、その後で議論をしたいと思う。

（事務局）

資料に基づき、地域振興事業（丘の公園）の今後の方向性について説明

（会 長）

事務局から9ページまで色々な数字を交えた説明があった。企業会計法上、専門的な部分が数字に出ている。説明で十分納得がいかない面があるかと思うので、まず意見を伺う前に資料の説明について質問をしてほしいと思うが、いかがか。

（委 員）

公営企業会計で聞きたいが、会計基準が変わって資本勘定から負債勘定へ変わることを、少し具体的に聞きたい。

（事務局）

企業会計の場合は民間と違い、最初に株式により出資し資本を形成してものを造っていくわけではなく、多くは企業債を借りて色々な施設を造るなど、最初にまず借金から始まる。建設資金にあてるものについては、借入資本に分類して、償還したものについて順に、

自己資本として組み入れていく特別な会計制度となっており、借金の状態から始まる公営企業会計独自の取り扱いになっている。

(委員)

借入資本金は起債したものか。

(事務局)

元々借りていたもの。建設に係る借入金は借入資本ということで資本に入れていた。それは、おかしいと思われるかもしれないが、公営企業会計の特殊なやり方である。

(委員)

以前の話だと、借入金が60何億円もあり、この60何億円を他の事業からの資金で賄っている内部の話ではないかと話をした。そこはどうか。

(事務局)

会計が違い、電気事業会計から借入をしている。

(委員)

ただ、それはあくまで1つの会計単位の中に2つの事業会計があるわけではないか。

(事務局)

そうではなく、それぞれ別の特別会計である。

(委員)

特別会計は別だが、単位としてはどうなのか。電気事業会計の方では貸付金が出るのか。

(事務局)

そうである。そのため別会社という考え方をとり、決算も別になっている。

(委員)

全く別か。

(事務局)

全く別である。

(委員)

具体的に起債が出来ないなど、債務超過になると何かそういった制約があるのか。

(事務局)

起債は資金不足比率という別の条件で判断をしている。

(委員)

債務超過になった場合のマイナスの影響はどうか。

(事務局)

地域振興事業は債務超過状態で内部留保資金がないため、施設更新の資金がなく、平成100年度まで事業が継続できず、借入金を満額返すことができない。この場合、新会計基準では電気事業会計で貸倒引当金の計上を検討しなければならない。

(委員)

今、地域振興事業をどうするかということを経験をしているが、もう継続不可能という話で結論が出てしまうのではないか。

(事務局)

借入金をそのままにしていれば継続は不可能であると考えている。

(委員)

本来はやはり百年の計でやらなければならない道路事業や、電力事業などの事業がある。これは企業局がやらなければならなかった事業だとは思いますが、観光開発、レクリエーションやスポーツといった分野が果たして手をつけるべきものであったか。

今更言っても仕方がないが、もう一つは世の中の価値基準がかなり変わってきて、県内の産業記事を見ても分かるとおりに、健康や環境などテーマが出てきている。そういった分野を今後どうするのかというのが、企業局の問題というよりも、むしろ県政全体の問題ではないかと思う。今の丘の公園事業はそれとかなり近いところにあるため、果たしてただやめるだけで良いのかどうかという問題は残る。収支だけで考えればやらない方がよい。整理した方がよいという話になるかもしれないが、完全にそう言えないのは県の地域政策を今後どうするかという部分に絡んでくるからだと思う。

(会長)

特にゴルフ場については、県民のスポーツ振興という立場と、地元の観光振興という立場から非常にニーズがあった。どこかでやりたい、だが恩賜林保護条例があり、誰にでもやらせるといふわけにはいかない。そういった高度な恩賜林の土地利用という観点から、独立採算で収支が儲けるほどでなくとも、一般会計で税金を使ってやるわけにはいかないため、企業局がやるのがよいだろうとなった。企業局で収支が同じ位の見通しを立てて、地域振興なり観光事業の中でやり出したらどうかというのが基本的な考え方であった。それは今日でも生きていて、地域にも相当貢献しているということは今の説明でも分かったと思う。しかし、今日これだけの借金を背負って、当初の目的を続けていくことができるのかということ。このままやっていると確かに継続は非常に難しくなり、事業はやめていくような形も考えられる。だが、それは今の地元への貢献度からいってできない。これから続けていくとすれば会計上はどういった問題点があり、借金をどう処理していくのかを、皆様方にも十分に検討してほしい。

これだけの社会的なニーズの変化を考えるなら、ニーズの変化に沿って事業の内容の中

身も変えていく必要があるのではないか。経営の内容にも一工夫いるのではないかという論点からの議論もありうるだろうと思う。公営企業でやっていく以上は税金を使うわけにはいかない点から言うと、収支が同じで切り抜けていけるかどうかということを中心に議論をしてほしいと思う。

(委員)

当然借入金は債務であり、債務は当然返済をする、また金利も付くということである。

(事務局)

原資となっている貸付金は、電気事業会計の損益勘定留保資金である。つまり、減価償却費によって貯めた留保資金であり、62億円は本来的に発電所の施設の更新のために留保してきたものを運用しているという形である。電力自由化や新たな水力発電所を造ろうという需要があった場合に、電気事業では回収をしなくて耐えられるかという問題を内包している。

(会長)

東京電力と売電交渉で毎年厳しくやらないといけない。その売電交渉をやる際に減価償却費はどのくらい取ってあるかなど、皆コスト要因である。減価償却費が当然原価計算の中に入るため、売電価格を決めるために東京電力で査定される。したがって、本当は発電事業は公営事業の典型的なものであるから、あまり地域振興事業会計と混同するのは困ると思う。あくまで発電事業は発電事業としてしっかりと会計的に独立しておくべきもの。そうでなければ、発電という公共性の高い事業を維持していく事が難しくなると思う。

(委員)

借入金の60億円は増やさないという事だが、何とかこれを減らしたいという気持ちは分かる。だが、実際問題としてそれを減らすということは、ほぼ不可能に近いと思う。民間のゴルフ場はどういった形になっているかと言うと、ゴルフ場では、初期投資が用地買収も含めて大体100億円から、バブルの時は250億円位であった。

すべてゴルフ会員権で賄って、銀行からの借り入れではない。ゴルフ場を始めた人は最初から債務という認識がなかった。ところが、それは債務だから返済しなければならず、民事再生法でカットしてもらった。そういったゴルフ場と同じテーブルの中で競っていかなければならないということであれば、無理である。

(事務局)

つまり、それほどの利益は出ない。初期投資が大きすぎるため、初期投資部分を利益で返していくのは民間でも無理。それがバブルが崩壊して、会員の価格が下がり返還が生じたため、皆破綻した。つまり初期投資分は、自己資本でやっていかなければゴルフ場経営はできない。

(会長)

カントリー倶楽部という考え方があり、自分たちが楽しむために自分たちでお金を出し

てやっているゴルフ場がある。イギリスのゴルフ場は皆そうだが、そういった意味では確かに言うとおりの借入金でゴルフ場を造るのはとても無理である。

(事務局)

ゴルフブームやバブルなどあったが、儲かると判断したということではないかと思う。収支が同じであったら、借入金の返済に回らないのでとても継続は無理である。

(委員)

ゴルフ場は借り入れをして造るような施設ではなかった。

(会長)

かつてはビジターの料金が比較的いい値段であった。それで返せると思った。私もそう思った。ビジター料金なら大丈夫だと。一方、ゴルフ場の会員料金は安かった。

(委員)

競技者数はそれほど変わらないが、単価が下落している。単価の下落ということは、一ゴルフ場だけの話ではなく、先ほど説明の中に値上げの話もあったが、そういう訳にはいかならないと思う。

(事務局)

この資料の構成としては、最初に公益性の問題を押さえた。これは県有林の高度活用ということで、とても林業経営では県有林の経営も成り立たない。そこで高度活用させていこうという要請と、八ヶ岳南麓地域の観光開発の公益性、県民にスポーツレクリエーションの機会を与えるという公益性があって、条例に基づいた県の計画があり、それに位置づけている。公益性があるわけである。それが2ページにあるような入込客や雇用や県の恩賜林会計や、あるいは地元への貢献という形で表れている。これをやめてしまうと地域経済に相当な影響があるのを理解をして欲しいと思う。

ただ、一方で、地域振興事業が赤字になっていることから、とても成り立たないということで、どうしたらよいか検討させてもらっている。当然民間の方がノウハウがあるため、公的セクターで運営することはできない。民間に売却ということもあるが、ここに書いてあるとおりの借地料が1,500万円ほど上がる。施設については固定資産税がかかってしまい、民間企業としてどちらを選択するかというと指定管理者制度を選択することになる。また指定管理者制度では、所有は県のものであるため、施設利用についてはコントロールができるが、民間売却ではできない。条例上の問題もあるため、指定管理者制度でやった方が目的どおりの施設や土地の利用がしてもらえ、かつ経営的にもメリットがあるのではないかという整理をした。

5ページ以降については、経営が継続してできるためにはどうしたらよいかということで、試算を行った。6ページを見ると分かるとおりの借入金を返済することになると膨大な数字になる。そのため、借入金をどうにかしないと継続できないということとをここで資料として提示した。だが、企業経営で資本をまず入れなければ無理だろうと話があったが、通常の企業経営で最初に自己資本で整備をしていることであれば、その後、その条件の

ような数字を確保できれば継続的な経営ができる。逆に言うとそれを割り込むと赤字の垂れ流しになる。そのため、こうした条件が満たされない限り、継続することは傷口を広げる一方ではないかということである。条件としてこれだけは確保できるであろうといった中で、借入金をどうするかの問題である。こうした条件が満たされるということで、借入金問題を何らかの形で検討していくことが必要である。

(会 長)

今の説明は少し国の予算に似ており、プライマリーバランスを取れば、借入金については何か抜本的に処理をする。恐らく7ページの借入金の取り扱いについての意味はそのように理解した。プライマリーバランスだけ取って生き残りだけを図り、あとは借入金についてはどう抜本的な処理をするか検討してもらおう。ただ、これは企業会計の根本に触れる問題であるから、事務局で考えてほしいと思う。借入金の抜本的な改善策を講じなければならないが、これはどういう方策を講ずるかは事務局で企業経営の立場から真剣に考えてもらわなければならない。

(委 員)

先ほど話のあった外部売却は借入金の60億円の損を確定させなければならない。そこまでは良いということであれば、話があったようにこれ以上増やさないところで、6ページの条件①と特に②である。施設を使える間だけ使うということであれば条件①だけだが、更新をする資金までないと事業としては成り立たない。①と②がクリアできれば良いということであれば、大分話は具体的になる。

(委 員)

指定管理者の見通しはあるか。募集すれば指定管理者になりたいと手を挙げる業者が何社もあるのか。

(事務局)

前回の8年前が6社で、今の指定管理者以外の民間企業が応募する可能性は十分ある。ただ、問題は10年間を1億5,000万円という納入金であったところを、ここ3年間震災の影響や原油高で減額している。

従ってこのまま減額の状態で最終を迎えると、そもそもその額で募集することが妥当性があるか。この試算だとそのくらいの金額は納入金で確保しないと、継続性ということでは難しいのではないか。相応の納入金を確保できるかどうか、赤字を増やさず継続できるかの1つのポイントではないかと思っている。

(委 員)

平成22年度の数字を見ると指定管理者の営業利益から見て、現状の納入金だと赤字であるため、赤字で誰も指定管理者をやるところはない。指定管理者になるということは、それなりに利益をあげるということになる。ひとつは修繕費をどちらが負担するか、その辺りがどういう負担になっているのか。

(事務局)

修繕費は60万円を超える規模のものは企業局で行っており、それ以下の小さいものについては指定管理者が行っている。

(事務局)

4ページに費用の比較として、修繕費は1,000万円としている。これは、企業局が負担する額になっている。

(委員)

6ページの表で、損益勘定留保資金残高は使用金額を引いたものであるだろうが、最終的に平成35年に1億9,000万円残る。ということは、まだ1億9,000万円位の設備投資の余地はある。ただ、これくらい見ておかないと、とは思う。

(事務局)

減価償却費の留保部分は、そもそも初期投資が73億円という数字で相当償却しているため、減価償却費が各年度で減ってきている。今の施設の状況だと改修に大幅に費用がかかることはなく施設の状況が良好なため、この位で大丈夫ではないかということで記載した。

(委員)

6ページの賃借料は地代か。地代は当初から6,000万円か。

(事務局)

当初は1億円近い。

(委員)

25%は地元に行くのか。

(委員)

そうである。

(事務局)

6,000万円は恩賜県有財産特別会計で分けている。6,000万円は県有林の経営として収入であり、そのうちの25%を地元に交付している。

(委員)

借地料は減らせないのか。

(事務局)

これは条例で決まっている。若干単価も下がっていて、公益的な部分は下げてもらっている。

(委員)

27ホールを18ホールに変えると、下がるのか。

(事務局)

1,500万円下がるが、問題はその利用をどうするか。返すといういことになれば、恩賜県有財産特別会計では収益が上がらなくなり、また企業局でもどう返すかという話になると、植林をしなければならないなどといった部分もあり、原状復帰という話もある。先ほど言ったとおり夏場の利用だと満杯で、27ホールでないと掃けきれないような状況である。賃借料は下がるがそれほどメリットはないのではないか。

(委員)

1コース何組回しているか。

(事務局)

限度が27組である。

(委員)

27組かける3コースで目一杯になるのか。

(事務局)

夏場は目一杯なるため、溢れている部分を引いた分が資料のとおりである。夏場の27組分が減少になってしまう。

(委員)

18ホールの場合の支出の減少の中には賃借料は入っていないのか。

(事務局)

入っていない。コースの管理費用と人件費が2名分減らしてある。

インターネットで利用者の意見が出ているが、それを見ると27ホールに挑戦したいという要望もある。

(委員)

地域振興として、丘の公園が八ヶ岳南麓のための立場として大きなものがある。ゴルフアールが入ってくると、ペンションやガソリンスタンドなどへの影響は相当大的なものがある。これをやめられると大きなものである。何とか改善策を考えてもらい、続けてもらうようお願いしたい。

(会長)

27ホールを18ホールにして借地を返す意見も前回は出たが、その辺りはどうか。

(委員)

27ホールを18ホールに変えたからといって、経営的にそれほど変わるものではない。丘の公園は夏の3ヶ月の勝負であるから、夏場の日曜日には3分の1は減ってしまう。丘の公園の土地についても何とか使ってもらいたいと思う。数字的に見ても変わらないと思う。

(委員)

27ホールが18ホールに変わってもこの数字から見ると差し引き100万円の減少にはなる。8月でもここ最近清里でも暑いと感じてはいるが、昔は気温が27、28度位であった。そのことを考えるとその当時来た人たちはゴルフ場でも涼しいということで、ゴルフをやるにはいいと当時から評判であったところである。山の冬の条件は厳しいが、夏は関東近辺では涼しいことを売りにやってきたゴルフ場である。

知名度も八ヶ岳というネーミングが通っている。累積赤字を見るとどうにもならない状況になっていて、少しでも返済できるのであれば、1コース減っても丘の公園自体は、やはり核として地域の為に続けていってもらいたい。是非少しずつでも改善しながらやってほしい。

(会長)

ゴルフ場を計画した時の1つの目標としては、あの辺りにある小さなペンションなどのお客さんの確保があり、ゴルフをしてその場合はゴルフ場に宿泊施設がないため、ペンションに泊まることになる。そういった地域としての活かし方を考えたが、今見てどうか。ゴルフ場のお客さんとペンションのお客さんはリンクしているか。

(委員)

今はあまりしていない。

(会長)

ゴルフ場を計画したのは、県内のお客さんを相手にしたのではなく、東京のお客さんをぜひ誘致したいと考えた。そうすると、どうしても日帰りというわけにはいかないため、八ヶ岳に来てペンションに泊まってもらい、ゴルフをやって帰ってもらえればペンションのお客さんも増えていいのではないかという、そういった地域全体の振興を考えていた。その目論見は成功していないではないか。

(委員)

今はペンションに泊まったからといって皆がゴルフ場に行くスタイルがない。

(会長)

丘の公園のゴルフ場のお客さんは県内の人が多いのか。

(事務局)

県内が6割、県外が4割。

(委員)

県外は日帰りか。

(事務局)

首都圏であれば十分日帰りできるため、日帰りが多いのではないかと思う。

(会長)

ペンションの料金はそれほど高くはないため、泊まってもらうことを考えなければいけない。

(委員)

そうだと思う。

(委員)

18ホールにした場合に、賃借料が減るか減らないかということだが、減れば1,500万円。減らない場合に18ホールにしたときに大分業績が落ちるならともかく、あまり変わらないのであれば、逆に9ホールを芝生の公園にし、花を植えるなどといった形で集客を考えることもあるのではないか。その辺りはどうか。

(事務局)

整備するのは初期投資がかかってしまう。公衆の利用は確かに波及効果もあるかもしれないが、収益に対して直接影響するものではないため、なかなか公営企業レベルで9ホールを廃止したときに後の利用として何かに利用するのは難しい。

(委員)

投資といってもそれほどお金のかからないやり方ではどうか。

(事務局)

収益を生まないところに、1,500万円を払わないといけない。

(委員)

1,500万円払うなら、木を植えて返せばよいのではないか。

(会長)

返されても困るのではないか。恩賜林保護条例上、率直に言って難しい。それでは地元が踏んだり蹴ったりになってしまう。というのは、恩賜林の土地利用は、地元の人との厳しい調整の中で生まれた話で、経済情勢ががらっと変わったため、今は借りる側が強いが、昔はぜひ貸してほしいと言って借りていた。特に丘の公園の場合は念場ヶ原から無理を言って借りたいきさつもあり、借地料を払うのが地元への最大の貢献であった。それを今から返すというのは地元に対して厳しい。

(委員)

電気事業会計から60億円を借りている。将来電力の様々な更新投資やメンテナンスなどの資金として留保されているはずで、最近は早川や芦安を見ると山が崩落し始めていて気候変動がものすごくある。そうすると従来のまま更新がなされないで回っている間はよいが、更新をしなければならぬ事態も想定される。その時はどうするか。

(事務局)

電気事業会計は流動資産が140億円ほどあり、今後10年の施設更新計画分は充分足りている。小水力発電など新たな発電所の施設を整備するという検討もしており、県政として電力の地産地消といった話もある。その一翼を担うのが電気事業であるため、投資需要は相当出てくる可能性はある。その時に本来の電気事業に投資すべきお金が投資できないのは問題になるため、その辺りは公益性でどちらを優先するかという話になる。非常に厳しいところもある。

(委員)

ゴルフ場に太陽光発電があるが、企業局のものか。

(事務局)

そうである。あれはNEDOの補助金をもらい、実証試験として一部を丘の公園へ設置した。

(委員)

電気は42円で売れるのか。

(事務局)

買い取り制度は20年間で、設置から相当経ち、買い取り価格にはのらない。

(委員)

大きなグラウンドが全然使われていないため、太陽光を設置したらどうか。

(委員)

ゴルフ場9ホールを太陽光のメガソーラーに貸したらどうか。

(事務局)

東北地方で震災を受けて全然使えなくなったところにメガソーラーを建てるという計画がある。当然木を切っているため日当たりは悪くないが、問題は太陽光発電の場合は変電施設までのアクセスをどうするか。山の中だとアクセスの問題と、太陽光発電は電力に相当ぶれがあるため、それを直接送電の中に入れてしまうと送電網がおかしくなるということで、その前処理に投資をかけなくてはいけない。

(委員)

メガソーラーを設置するところに貸すのはどうか。

(事務局)

そういったことになると、条例上での利用計画上の問題が出てくるかもしれない。

(委員)

その辺りは検討の余地はあるか。コストが変わらないのであれば、収益を生む方法を考えたい。

(事務局)

固定価格買い取り制度だと東京電力へ売るのが、そこまでのアクセスが悪いため、その投資が大きくなってしまい、元が取れないのではないかと。山の上に送電網があれば、そこに接続するのにそれほど経費はかからないが、立地条件が良くない。

地域振興事業としてその分が収益になるかという点、その辺りが微妙なところがあるため、地域振興事業に返ってくるかは考えなければならない。

(委員)

平成22年度の指定管理者の決算を見ると、ゴルフ場だけでは納入金が払えない状態であり、その分をレジヤールとレストランで賄っている。そちらはそれほどコストがかかっていない。ただ、改修費がもっとかかるとは思う。そうすると事業として成り立たなければ、現在の納入金では厳しい。当然利益の出ない事業は、誰も受けないであろうから、納入金額を低くすることになる。そういった見方でいくのか、あるいは減価償却費が年々減っていくため、納入金額を落としていくのか。

(事務局)

減価償却費が減ってはいるが、継続していくためには、一方で設備投資をしていかなければならない。指定管理者との協定どおりの納入金で、今年、来年と経営できれば、平成26年度以降の見通しが立つのではないかとと思う。

(委員)

借入金の62億円が増えるという話にはならないか。

(事務局)

ならない。

(委員)

計算上合わないからやめるという話なのか、何とか考え方を工夫して継続するのかという話であると思う。新たに条件に見合った額でも受ける指定管理者がいればそこに任せ、出てこない場合は民間売却ということになり、借入金の60億円の損を確定させる話になる。

(事務局)

だが、民間売却と言っても今ゴルフ場はお金をかけて儲かる話ではない。

4 ページで見ると民間売却の場合は3, 500万円負担増となるため、民間で売却に応じるところは無いのではないかと。指定管理者制度の方が有利である。

(会 長)

そうである。

(事務局)

非常に地域に及ぼす影響が大きいと、相応の納入金は確保して継続できないかと思っている。

(委 員)

それはあくまで企業局の立場であり、借りる方はやっていけないということであれば、借り手がいないことになる。借り手がいなかった場合はどうするか。

(事務局)

県でどう考えるかによる。

(委 員)

借り手がいなければ県として選択肢はないのではないかと。そうすると自分でやるのか。

(委 員)

放棄をするか自営でやるか。

(事務局)

自営という選択肢はないため、放棄をすることしか考えられない。企業局としては放棄せざるを得ない。

(委 員)

放棄をすることは企業局だけの話ではなく、恩賜県有財産特別会計まで含めると借地料が入ってこないということ。企業局の立場も分かるが、広い意味で考えていく必要がある。条例がどのようになっているか分からないが、借地料の減額は難しいのか。

(事務局)

利用形態がゴルフ場ということになると、当然民間に県有林を貸しているところもあるため、そこの関係でやはり難しい。

(委 員)

今言った選択肢があり、地域振興のためという条件があった時に、他と条件が異なると思う。完全に難しいと割り切り、できないという話なのか。その辺りはどうか。

(会 長)

土地利用条例の立場からいうと難しい。というのは、元々恩賜林の土地利用条例に基づく25%の地元への交付というのは、計算上根拠から言っても相対としては安い金額のはずである。例えば売却した場合の時価の何パーセントといった基準があるが、その基準から考えても安い金額で、かつ地元の入会権に基づく権利を保障する形をとっている。そこまで問題が遡るため厳しい。単なる売買契約とは違い、あるいは賃貸借契約とは違う。地元との調整がある。念場ヶ原だけではなく、他にも影響するため、これはあまり考えない方がよい。

(委 員)

返すということが前提ではないとすると、継続しかない。

(会 長)

私の今までの知識や経験から言えば、私はそう思う。

(委 員)

事業の継続から言うと、相応の納入金は必要である。

(会 長)

事業を継続していけるくらいの納入金を納められる指定管理者を見つけてほしい。

(事務局)

民間企業の意向を若干は把握しているが、売却に応じるところはほとんど無い。それはこういった事情と、大きいお金を投入するのはリスクが大きいということ。指定管理者制度では他県でも民間の大手のゴルフ運営会社が入っており、指定管理者で利益をあげているところもある。企業局の条件に応じてもらうところを何とか探す方策を考えなければいけない。

(委 員)

指定管理者の募集の際に現指定管理者の決算の数字は出さないか。

(事務局)

指定管理者の決算状況はモニタリングで公表しており、そこまでは出せる。

(委 員)

指定当時はゴルフだけ儲かり、あとは儲からないという状況であったが今は、ゴルフ場だけでは納入金は払えない。

(会 長)

アクアリゾートやレストランの方が経営改善の余地があり、利益が生まれる可能性が高いのではないかと思う。特にこれからの議論の中ではアクアリゾートの高度利用とゴルフ

場のトップシーズンの集客の方法をぜひ指定管理者を選ぶ際の条件に入れてほしい。ペンションとの提携の問題など、色々あると思う。

(委員)

この前現地を見た際にプールやジムが、山梨県だけではなく、長野県も含めて八ヶ岳山麓一帯の健康センターという部分を担っているという話があり、これからの健康志向から言うところの分野を少し経営改善をする。また先ほど太陽光発電の話があり、太陽光発電を設置するなど、直接事業に結びつければ良いため、何か考える余地がこちらにあるのではないかと思う。

(事務局)

ゴルフ場だけではなくアクアリゾートについても改善の余地があるのではないかという話も聞いている。それは企業局が考えるというより民間の知恵の中で有効活用ができることで、健康志向の中で化ける可能性があるなら一つのいい材料ではないか。

(会長)

そう思う。

(委員)

相応の納入金の確保ということで、一生懸命指定管理者をやってくれる会社を探すしかないのかと。ただ、指定管理者制度では基本的な部分は押さえるにしても、企業側がある程度自分たちの努力でできる、例えばアクアの利用についても最低限度の部分を除いて、あとは任せて指定管理者の提案の中で挙げてきてもらう形で提案させ、独自性を見て指定していくやり方でできたら良い。

(事務局)

丘の公園は指定管理者制度の第一号。本県の場合は、公共施設の恐らく7割位を指定管理で行っている。指定管理者の募集の仕方として独自提案を強く押し出している。1回目の時より、独自性をもう少し尊重した形が提案できると考えている。

(会長)

コンペでやってもプロポーザルでやっても構わないが、そういった方式を指定管理者を選ぶ時に採るべきであると思う。特にアクアリゾートは面白い提案が出てくるかもしれない。

(委員)

アクアリゾートなどのレジャー事業は、グリーン（公園やパターゴルフ等）があってそこで教室をやるといった提案は前回、沢山あった。

(委員)

指定管理期間が10年あり資本回収できるということであれば、資本投下してもよいと

いう選択肢が出てくると、いくらで手を挙げてきてくれるかということがあるのでは。

(委員)

継続を前提としたら投資をするが、これで終わりとするとほとんど投資をしなくなる。

(事務局)

ただ、今回は5年が指定管理の基本である。前は経済状況が変わるということに備え、納入金は当初の5年間は固定であったが5年経過後は交渉でという話になっていた。今後は、5年間で指定管理者を募集し、5年ごとにある程度見直しをしていくことになる。

(委員)

5年だと指定管理者からの投資は期待できない。

(委員)

料金を1,000円上げた場合と500円上げた場合があるが、500円上げた場合は利益が2,000万円違い、1,000円上げた場合は4,000万円収益が違ってくる。ゴルフをやる人にとって1,000円がものすごく重くのしかかるか、1,000円位なら良いと思うのだが、年間これだけ変わってくるならこれからを見ていった中で、今の単価が500円、1,000円上がっても良いと考える。それは検討の余地に入れるつもりはないか。

(事務局)

利用料金制度を採っており、県では上限を決めているが利用料金は指定管理者が決めるものである。試算として利用者数の増減を全く反映せず、単純に増やせばこうなるという話だが、今、民間でも利用料金を低価格にしているため、料金を高く出来るかという疑問を持っている。ただ、トップシーズンの時にお客さんが入っているということは、それだけ需要が多いため、需要が多いときに高くすることは理論として可能かと思う。それは指定管理者を受けるところの知恵の使い方でもらう。それでもし収入があるのであれば、指定管理者納入金を相応の額にしても手を挙げてくる可能性がある。それは相手先の話であり、ここでは判断ができないのが実情。利用料金制であって、企業局の収入ではなく指定管理者の収入にするということ。そこにはある程度自由度がある。

(委員)

ゴルフについては4月から11月紅葉の時期までは十分できる。そのうちの中のトップシーズンは3ヶ月位。稼げるべき時には稼いでもらうのが運営上本来のものでは。

(事務局)

満足度が高まり、少し位の支出はしても良いという話になれば、料金を1,000円上げても利用者が減らずに4,000万円という数字が捻出できると解釈している。今収支が1億2,000万円、1億3,000万円であるから、どうにかなるかなという話。

(会 長)

八ヶ岳全体の観光振興を考えた場合、アクアリゾートやゴルフ場はどのようにペンションの経営者と結びつけるかということ。例えばゴルフパックを設定して誘致するなど、地域の総合観光計画をプロモートできる可能性はあるか。八ヶ岳観光に一番欠けているのはそれだと思う。経営の苦しいペンションが多いだろう。

(委 員)

ペンションも百何件あったところが、今稼働しているのは半分。

(会 長)

八ヶ岳のペンションは、イメージとして、特に東京の若い女の人がいいという印象がある。それをどうやって活かすかであると思う。山ガールと同じで、ゴルフガールといって若い女の人たちがゴルフをやっている。それとペンションの宿泊を結びつけるなど、地域全体として考えないと、丘の公園が張り切ったところでどうにもならない。元々そういった趣旨でゴルフ場やアクアリゾートを造った。

アクアリゾートも循環バスを回すなど、地域全体として考えることをこの機会に進めてもらう必要がある。何か八ヶ岳の観光振興をするといった時に、みんな引いてしまい、誰も出てこない。こんなことをいつまでも続けたら丘の公園は赤字で、経営は難しい。答申の中では、そういったことを強く押し出したいと思う。特に地元の皆さんにはその辺りの理解をお願いしたい。

(委 員)

ただ、企業局があればこれもすべてやろうという発想で果たしてよいのか。地域振興事業に踏み込む際に、どの範囲まで企業局が所管するのか。県全体でも観光振興をやっている。今の流れでいくと、あれもこれもやって総合的に運営しなければだめだというのはそのとおりだが、企業局の立場でそこまで踏み込み、電力事業など最も重視しなければいけないところを穴を開けていくことに繋がるのであれば、これは大変なことである。その辺りのバランスを考えなければいけないのでは。

話があったとおり流れとしては健康志向が強くなっているため、アクアリゾートをどう収益に結びつける計画にもっていくかが重要であると思う。その際に長野県まで巻き込んでやっていく案件であろうと思う。アクアリゾートには相当な人が来ているため、何か知恵を出す必要があるのではないか。

(会 長)

そのとおりであると思う。

(事務局)

その辺りの知恵は地元の方々に、企業局の施設と如何に連携を取っていくか考えてもらうことだと思う。

(委員)

それしか方法はない。

(会長)

企業局の経営には非常に大きな要素である。

(事務局)

電気事業については自前でやらなければいけないため、マンパワーを注入していく。地域振興事業はコントロールの部分だけで、運営方法などは民間や地域に任せるスタンスでいきたい。

(会長)

7ページの白丸の最後に「これらのことから、借入金の取扱いについて他県の状況等も参考にする中で、適正に処理する方法を検討する必要がある。」とあるが、この委員会では事務局へお任せをする。何かの方法を考えてほしい。

(委員)

企業局の決算は公表されるか。

(事務局)

公表される。

(委員)

ゴルフ事業は投資したお金を回収するところではなかった。他のライバルは、預託金を返還するというところで、債務ということに気がついた。結局債務が圧縮された。つまり、それならばやっていける。自分でやるのなら借入金があるが、それがゼロになって後はランニングコストだけである。そうでなければやっていけない収益性の低い事業である。

(会長)

あと1回の会議しか取れないため、気づいた点や今日欠席の委員には、予め次回予定されている12月中旬の会議までに意見を出してもらい、それを事務局の方でまとめておいてもらいたい。気づいた点があったらどのような形でも、出してもらいたい。

(事務局)

欠席者には説明をする。

(委員)

9ホールを閉鎖する試算だが、ラフだと思う。今の指定管理者へどのようになるか、資料のような数字が妥当かどうか確認をしてもらえればよい。変わらないのであれば、あえて18ホールにする必要はない。

(会 長)

土地を返すのは現実の問題として出来るかどうかなのかということは、恩賜林保護条例に基づく借地のため、普通の賃貸借とは違い、なかなか単純にいかないという危惧はある。地元でも万が一の仮定で検討してほしい。

(委 員)

念場ヶ原だけでは結論は出せないと思う。

(会 長)

今日の会議はこれで終了する。

以上